

オープンイノベーション基本協定（iCONM利用に係る基本協定）

－背景－

ナノ医療イノベーションセンター（以下、「iCONM」という。）は、先端医療を広く普及・浸透させるため、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「財団」という。）が国立研究開発法人科学技術振興機構の実施する研究成果展開事業「センター・オブ・イノベーション（以下、「COI」という。）プログラムにおけるCOI拠点「スマートライフケア社会への変革を先導するものづくりオープンイノベーション拠点」（以下、「COINS」という。）に代表される「ナノ医療技術」の研究開発及びその成果の実用化を進めることを目的に設立された。また、川崎市が策定した「殿町3丁目地区先行土地利用エリア土地利用基本計画」に示されたライフサイエンス分野の国際戦略拠点の形成を促進するに当たって、iCONMは、キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の拠点の形成の核となる先導的な施設として整備されたものである。

iCONMを利用する法人（以下、「利用者」という。）は利用にあたり、以下協定を約定する。

第1条（iCONMのビジョン）

利用者は、財団と協力してiCONMビジョンの実現を目指すものとする。

第2条（研究契約等）

利用者は、第1条の目的のために財団と共同研究を行うものとし、その題目、経費、期間等を都度個別契約にて定める。

ただし、利用者がCOINSにおいてCOIに係る研究開発を実施する場合、当該研究開発は、財団と利用者とは締結する「共同研究開発の実施に係る協定書」及び「共同研究等実施規約」に基づき実施されるものとする。

第3条（遵守義務）

利用者は、iCONM運営会議が定める運営要綱、利用細則、その他本基本協定に関連して利用者が財団と締結する個別契約を遵守する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

利用者	
住所	
代表者	印